

訪問介護サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という）と医療法人維誠会訪問介護ステーションとうはら（以下「事業者」という）は、利用者が、事業者から提供される訪問介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める訪問介護サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する訪問介護サービスの内容、利用日、利用時間、利用料金等の事項は、別途利用者と居宅介護支援事業者により作成された「サービス利用票兼居宅サービス計画」（「ケアプラン」という）のとおりとします。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、本契約締結日から介護保険被保険者証の有効期限とします。

2 契約期間満了の30日前までに利用者から文書による契約終了の申入れがない場合又第19条に定める契約の終了事由がない限り、本契約は同一の内容で更新されます。

（訪問介護サービス計画の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の居宅サービスに係る訪問介護サービス計画を作成するものとします。

2 事業者は、訪問介護サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、その同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、若しくは利用者及びその家族の要請に応じて、訪問介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、訪問介護サービス計画の変更があると認められる場合には、利用者及びその家族と協議して、訪問介護サービス計画を変更するものとします。

5 事業者は、訪問介護サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象のサービス）

第4条 事業者は、介護保険給付の対象となる訪問介護サービスとして、利用者の居宅に訪

問介護員を派遣し、利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の家事援助その他日常生活上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は、利用者及びその家族との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスを提供するものとします。

2 前項の他、事業者は、介護保険給付の対象外の訪問介護サービスとして、別紙サービス内容説明書のサービスを提供するものとします。

3 第2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担することとします。

4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者及びその家族に対してもわかりやすく説明するものとします。

(訪問介護員の交替等)

第6条 本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護サービス事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。

2 本契約において「サービス従事者」とは、訪問介護員、保健師、看護師等、事業者が訪問介護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

3 利用者及びその家族は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

4 事業者は、訪問介護員の交替により利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第7条 訪問介護サービスの利用にあたり、利用者及びその家族は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

2 訪問介護サービスの実施に関する指示、命令はすべて事業者が行います。但し、利用者の事情・意向等に十分に配慮しサービスを提供するものとします。

3 利用者は、訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、訪問介護員が事業者に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明に定める所定の料金形態に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分

(自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は、2割又は3割)を事業者に支払うものとします。但し、契約がいまだ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、サービス計画書及び重要事項説明書に定める所定の料金形態に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 4 事業者は、第3項に定めるサービス利用料金を、1ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに事業者の指定する方法で支払うものとします。
- 5 前項但し書の場合において、1ヶ月に満たない期限のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用日の中止・変更・追加)

- 第9条 利用者及びその家族は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止若しくは変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者及びその家族は利用開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、第1項に基づく利用者及びその家族からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、利用者及びその家族の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日時を利用者及びその家族に提示して協議するものとします。

(サービス内容の変更)

- 第10条 事業者は、訪問介護サービスの実施にあたり、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2 前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

(利用料金の変更)

- 第11条 第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費形態の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 利用者は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解約することができ

きます。

(連帯保証人)

第12条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とします。

2 連帯保証人の負担は、後記に記載する極度額（この極度額は、本契約である訪問介護サービスのものであり、訪問看護サービス、有料老人ホームの入居費用等を別途契約する場合には、その費用は含みません。）を限度とします。

3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者の訪問介護サービス等にかかる債務の額等の情報を提供しなければならない。

第3章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第13条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2 事業者はサービス実施日において利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者及びその家族からの聴取・確認の上で訪問介護サービスを実施するものとします。

3 事業者は、サービス提供に当たって、利用者に病状の急変が生じた場合の連絡先として主治医又は医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 事業者は、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又はその家族の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

第14条 事業者及びサービス従事者は、訪問介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 第2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(訪問介護員の禁止行為)

第15条 訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- 1) 医療行為
- 2) 利用者若しくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- 3) 利用者以外に対する訪問介護サービスの提供
- 4) 利用者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙及び飲酒
- 5) 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- 6) その他利用者若しくはその家族等に行う迷惑行為

第4章 損害賠償（事業所の義務違反）

（損害賠償責任）

第16章 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者及びその家族に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償責任を免れる場合）

第17条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- 1) 利用者及びその家族が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 2) 利用者及びその家族が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4) 利用者及びその家族が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不可能）

第18条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災（警報等が発令された場合）その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、

利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料の支払いを請求することはできないものとする。

第5章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第19条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 1) 利用者が死亡した時
 - 2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 3) 事業者が解散命令を受けた場合、倒産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 4) 施設の滅失や重要な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 5) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 6) 第20条から第22条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者からの中途解約)

第20条 利用者は、本契約の契約期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 利用者は、以下の各号に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
- 1) 第11条第3項により本契約を解約する場合
 - 2) 利用者が入院した時
 - 3) 利用者に係るケアプランが変更された場合

(利用者からの契約解除)

第21条 利用者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1) 事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- 2) 事業所若しくはサービス従事者が第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 3) 事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第22条 事業者は、利用者が以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1) 事業者は、本契約締結時に利用者及びその家族の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合
- 2) 第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずその支払いがない場合
- 3) 利用者がまたはその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等傷つけ、又は、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合

(精算)

第23条 第19条から前条より本契約が終了した場合において、利用者またはその相続人は、既に実施されたサービスに対する利用料金について、契約が終了した日から30日以内に事業者の指定する方法で精算するものとします。

第6章 その他

(苦情処理)

第23条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(情報提供)

第24条 利用者及びその家族は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることに同意するものとします。

(専属的合意管轄)

第25条 利用者および事業者は、本契約につき紛争が生じたときは、水戸地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第26条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

以上

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業所名 訪問介護ステーション とうはら
住 所 茨城県水戸市酒門町2950番地5
事業主体 医療法人維誠会
住 所 茨城県水戸市百合が丘8番地5
氏 名 理事長 金子 健太郎 印

利用者

住 所
氏 名 印

代筆者（本人が筆記不可のとき、私は、利用者の意思を確認し、代筆します）

住 所
氏 名 印 （利用者との関係）

連帯保証人（第12条規定の債務、極度額 1,000,000円）

住 所
氏 名 実印 （利用者との関係）

令和3年2月13日改定